

関東地方整備局で経営事項審査を受審されている大臣許可業者の皆様へ

経営事項審査の審査項目及び基準の改正に伴う事務取扱いについて

平成26年10月31日に「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の一部を改正する告示」、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件（平成16年国土交通省告示第482号）の一部を改正する告示」が公布されるとともに、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）の一部改正について」が発出され、平成27年4月1日に施行されます。

つきましては、申請期間等の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせいたします。

◎主な改正内容

- (1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価
 - ① 満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合
 - ② 新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合
- (2) 評価対象となる建設機械の範囲拡大
- (3) 有資格区分コードの追加
 - ① 型枠施工
 - ② 建築板金（ダクト板金作業）

1. 申請期間等について

① 旧申請書様式による受付について

受付は平成27年2月27日（金）で終了とします。

（但し、各都県により受付の曜日設定等を行っている場合がありますので、最終受付日は各都県にご確認下さい。）

② 新申請書様式による受付について

受付は平成27年4月1日（水）から開始とします。

③ 新申請書様式による受付の例外について

以下の会社については、例外として平成27年3月2日（月）から受付を可能とします。

- 現在お持ちの「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限が平成27年5月31日（審査基準日が平成25年10月31日以前）の会社に限りです。

なお、受付は3月以降としますが、申請書上の申請日は平成27年4月1日以降として記載して下さい。

2. 再審査申請について

今回の経営事項審査の審査項目及び基準の改正により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、許可行政庁に対し、以下のとおり再審査を申し立てることができます。

①再審査申請の対象

再審査申請日において、現在お持ちの「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限内であること。

（審査基準日から1年7ヶ月以内）

②再審査申請の受付期間

平成27年4月1日（水）から平成27年7月29日（水）までの120日間とする。

（但し、各都県により曜日設定等を行っている場合がありますので、各都県にご確認下さい。）

③再審査手数料

無料

④再審査申請の申請書類

（イ）経営規模等評価再審査申立書

（建設業法施行規則様式第25号の11（別紙2、別紙3を含む））

※建設業法施行規則様式第25号の11（別紙2）の技術職員名簿については生年月日が審査基準日から近い順（若い順）で記載すること。

（ロ）現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

（ハ）（ロ）を申請した際の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し一式

⑤再審査申請の確認書類について

別添1及び2を参照

※新たに加点対象となる項目に係る確認書類のみ提出とする。

注1）再審査を受審するか否かは、申請者の判断となり、仮に受審しない場合は既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となる。

注2）新項目の加点対象とならない会社についても、再審査を受審することができるものである。（発注者によっては点数の変動有無にかかわらず再審査の受審を条件とする場合がある。）

別添1 告示改正後の経営規模等評価において設けられた評価項目に係る確認書類

1. 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況に係る確認書類

①満35歳未満の技術職員に係る「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面」

①の書類が無い場合は、「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」

(留意事項)

・満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合、本紙「2. 再審査申請について④ハ」に記載のある満35歳未満の職員が加点评価対象となる。

・新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合、本紙「2. 再審査申請について④ハ」に記載のある満35歳未満の職員でかつ通番に○の無い職員(審査対象年で新たに技術職員名簿に記載されたもの)が加点评価対象となる。なお、新規掲載者欄の追加に伴い、通番に「○」を付すこれまでの取り扱いをしないこととする。

—要注意—

「技術職員名簿」に記載されている番号を、**上記確認書類①については氏名余白部分に②については保険者証等の右上余白部分に以下の例のように記載すること。**

例) 技術職員名簿「2頁」「通番3」の方の場合“2-3”と記入。

2. 建設機械の保有状況に係る確認書類

i) 建設機械の保有状況一覧表

ii) 建設機械の売買契約書の写し又は販売証明書の写し又はリース契約書の写し

iii) 建設機械のカタログ

iv) 上記i)及びii)及びiii)の書類に加え、以下の個別の書類

・再審査で受け付ける建設機械は今回新たに評価対象となる機械「移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上)」「大型ダンプ車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの)」「モーターグレーダー(自重が5トン以上)」に限る。

・移動式クレーンは労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写し。

・大型ダンプ車は自動車検査証の写し。備考欄に「建」の表示が必要。「営、販、石、砕、砂、他」の表示の場合は評価対象とならない。

・モーターグレーダーは特定自主検査記録表の写し。

(留意事項)

・リースの場合で、リース期間が当該審査基準日から1年7月に満たない建設機械について、評価を受けようとする場合は、別途「建設機械のリースに関する申出書」を提出すること。

・各検査証や記録表等は**審査基準日時点**で直近のものを提出すること。

※「建設機械の保有状況一覧表」の記載順に、1台の機械毎にi)～iv)をセットで揃えて添付すること。

別添 2 告示改正後の経営規模等評価において設けられた評価項目に係る確認書類

3. 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）別表（二）（抄）及び（四）（抄）改正

- ・職業能力開発促進法に基づく試験等の合格証の写し。

（留意事項）

- ・本紙「2. 再審査申請について④ハ」に記載のある技術職員に資格を追加すること及び新規の技術職員追加（技術職員の増加）が可能。但し「型枠施工の大工工事、建築板金（ダクト板金作業）の管工事」に限る。
- ・申請書項番16の申請業種を増やすことは不可。今回の再審査の対象はあくまでも当初の申請業種に限られる。但し建築板金（ダクト板金作業）については、当初「屋根工事」又は「板金工事」で申請していた場合「管工事」に業種コードを変更することができ、型枠施工で当初「とび・土工工事」で申請していた場合「大工工事」に業種コードを変更することができる。当初申請書項番16で「管工事」や「大工工事」を申請していない場合は業種コードの変更は不可とする。

| 職業能力開発促進法 | 新 | 旧 | 備考 |
|-------------------|----------|-------|----|
| 型枠施工 | 大工、とび・土工 | とび・土工 | |
| 建築板金 （内外装板金作業） | 屋根、板金 | 屋根、板金 | |
| 建築板金 （ダクト板金作業） | 管、屋根、板金 | — | |

※青字が新たに追加。

※有資格区分コードについては別表四（抄）参照

別表四(抄)

| | | | | |
|--------|---|--------------------------------------|-------------------------|----|
| 職業能力開発 | 171 | 建築大工 | (1級) | |
| | 271 | " | (2級) | 3年 |
| | 164 | 型枠施工 | (1級) | |
| | 264 | " | (2級) | 3年 |
| | 172 | 左官 | (1級) | |
| | 272 | " | (2級) | 3年 |
| | 173 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 | (1級) | |
| | 273 | " " " " | (2級) | 3年 |
| | 166 | ウェルポイント施工 | (1級) | |
| | 266 | " | (2級) | 3年 |
| | 174 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 | (1級) | |
| | 274 | " " " | (2級) | 3年 |
| | 175 | 給排水衛生設備配管 | (1級) | |
| | 275 | " | (2級) | 3年 |
| | 176 | 配管・配管工 | (1級) | |
| | 276 | " " | (2級) | 3年 |
| | 170 | 建築板金「ダクト板金作業」 | (1級) | |
| | 270 | " | (2級) | 3年 |
| | 177 | タイル張り・タイル張り工 | (1級) | |
| | 277 | " " | (2級) | 3年 |
| | 178 | 築炉・築炉工 | (1級)・れんが積み | |
| | 278 | " " | (2級) | 3年 |
| | 179 | ブロック建築・ブロック建築工 | (1級)・コンクリート 積みブロック施工 | |
| | 279 | " " | (2級) | 3年 |
| | 180 | 石工・石材施工・石積み | (1級) | |
| | 280 | " " " | (2級) | 3年 |
| | 181 | 鉄工・製罐 | (1級) | |
| | 281 | " " | (2級) | 3年 |
| | 182 | 鉄筋組立て・鉄筋施工 | (1級) | |
| | 282 | " " | (2級) | 3年 |
| | 183 | 工場板金 | (1級) | |
| | 283 | " | (2級) | 3年 |
| | 184 | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 | (1級) | |
| | 284 | " " " | (2級) | 3年 |
| | 185 | 板金・板金工・打出し板金 | (1級) | |
| | 285 | " " " | (2級) | 3年 |
| | 186 | かわらぶき・スレート施工 | (1級) | |
| | 286 | " | (2級) | 3年 |
| | 187 | ガラス施工 | (1級) | |
| | 287 | " | (2級) | 3年 |
| | 188 | 塗装・木工塗装・木工塗装工 | (1級) | |
| | 288 | " " " | (2級) | 3年 |
| | 189 | 建築塗装・建築塗装工 | (1級) | |
| | 289 | " " | (2級) | 3年 |
| | 190 | 金属塗装・金属塗装工 | (1級) | |
| 290 | " " | (2級) | 3年 | |
| 191 | 噴霧塗装 | (1級) | | |
| 291 | " | (2級) | 3年 | |
| 167 | 路面標示施工 | | | |
| 192 | 畳製作・畳工 | (1級) | | |
| 292 | " | (2級) | 3年 | |
| 193 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 | (1級) | | |
| 293 | " " " " " " " " | (2級) | 3年 | |
| 194 | 熱絶縁施工 | (1級) | | |
| 294 | " | (2級) | 3年 | |
| 195 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 | (1級) | | |
| 295 | " " " " " | (2級) | 3年 | |
| 196 | 造園 | (1級) | | |
| 296 | " | (2級) | 3年 | |
| 197 | 防水施工 | (1級) | | |
| 297 | " | (2級) | 3年 | |
| 198 | さく井 | (1級) | | |
| 298 | " | (2級) | 3年 | |
| 061 | 地すべり防止工事1年 | | 1年 | |
| 062 | 建築設備士1年 | | 1年 | |
| 063 | 計装1年 | | 1年 | |
| 064 | 基幹技能者 | | | |
| 099 | その他 | | | |